

## [事案 2022-170] 新契約無効請求

・令和5年5月15日 和解成立

### <事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和2年10月に代理店を通じて契約した変額保険について、以下等の理由により、契約を無効にして、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)資産運用の相談をしたところ、「別の保険を解約して40万円損をしてでも本契約で運用した方がいい」、「最終的に40万円は取り戻せる」、「ほぼ間違いなく65歳になる頃には960万円が4,000万円以上になる」等と言われた。
- (2)契約後10年で払済保険にする前提で募集していたことは問題である。
- (3)休業中で収入がないにもかかわらず、高額な保険料の契約を勧めたことは問題である。
- (4)払済保険にした場合、受け取れる死亡保険金額が減ることを知らなかった。
- (5)減額手続をしようとして連絡したところ、減額にも解約控除がかかることを知ったが、それを知っていれば最初は低額から始めた。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)設計書で10年払済のシミュレーションを渡しており、6%運用で4,000万円と記載されているが、6%運用が確実と言ったことはない。
- (2)10年後に払済保険にする前提での説明はしていない。
- (3)払済保険の死亡保険金額については、払済保険への変更時の積立金額により決定するということを明確に説明している。
- (4)募集人は、申込前に2回の面談説明を行い、パンフレット、設計書、契約締結前交付書面等を用いて、契約から10年未満の減額等には解約控除がかかること等の留意事項を説明している。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明等は認められないものの、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)募集人は、コロナ禍が収まれば高額の収入が得られると安易に考えて、申立人の原資である960万円を10年間で使い切ってしまう保険料を設定してしまったことがうかがえるが、このような保険設計には無理があり、少なくとも、申立人に十分な将来の見通しを理解させるような丁寧な説明が必要であるにもかかわらず、これがなされていない可能性がある。
- (2)保険契約は本来、払込期間中は保険料を継続的に支払うことを前提とするべきものであり、払済保険という制度は事後的に保険料の支払いが苦しくなってきた場合に対応するための

例外的な制度で、払済保険を前提とする募集行為は制度の本来のあり方に合致しない。また、払込期間満了まで支払い続けられないような高額 of 保険料を安易に設定することにもつながりかねない。本件においても、保険料やその他の状況から見て、募集人が10年間で払済保険にする前提で案内を進めていた可能性も否定できず、適切な募集行為とは言えない可能性がある。